

足立区立弘道小学校保護者と先生の会細則

第一章 役員（本部役員、クラス役員）並びに選考委員の選出及び就任

第一条 役員並びに選考委員の選出は以下のとおり行われる。

一、役員（本部役員、クラス役員）の選出

(イ) 各学級の保護者は互選により四委員会役員と本部役員ともに学年単位で選出する。選出人数については、運営委員会にて協議する。また、疾病の流行などにより活動が困難な年はこの限りではない。

(ロ) 役員は児童一人につき、一回以上引き受けることとする。

(ロに対して卒業対策委員の役は一回に含まれない)

(ハ) 学校選出役員は、学校長が選出する。

二、本部役員及び選考委員の選出

(イ) 規約第十三条による役員選考委員会は、本部役員のうち退任本部役員、相談役、学年委員及び副校長で構成される。

(ロ) 第一回目の選考委員会は会長が召集し、学年委員長を選考委員長に委嘱する。

その後選ばれる立場に有る会長は退席する。

選考委員長は役員の内候補、推薦等に対し選任及び決定に関する一切の業務をとり扱う。

(ハ) 選考委員会は、各学級に会長及び本部役員の推薦を学級全会員に問い、これを参考に会長、各学級の本部役員候補者をあげる。

(ニ) 候補者の指名は、その名前を発表する前に、指名者の同意を得なければならない。

三、役員追加指名は、運営委員会の席からなすことができる。

第二条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格する。任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会がこれを補充する。

第二章 常任委員会及び臨時委員会

第四条 常任委員会及び臨時委員会は、主としてクラス役員によって構成する。

第五条 常任委員会として次の委員会を置く。

校外生活指導委員会 広報調査委員会

成人教育委員会 学年委員会

第六条 臨時委員会は、その任務が終えると共に解散する。

第七条 各常任委員会及び臨時委員会の委員は、会長が委嘱する。

第八条 委員長及び委員の任期は一年とする。但し留任しても差し支えない。

第九条 校外生活指導委員会

一、児童の家庭生活、社会生活並びに児童相互の自主的集団生活を指導する。

校外生活指導委員は若干名とする。

第十条 広報調査委員会

一、本会員に対し、必要に応じその地域社会に対し、情報の伝達、意見の交換につとめる。

二、児童、青少年の福祉に関して本会と同じ目的をもつ他の団体又は機関と連絡し、本会並びに本会員との意志の疎通をはかる。

広報調査委員は若干名とする。

第十一条 成人教育委員会

一、すべての会員が一層よい保護者、よい教師となるよう自らつとめ、互いに磨き合うようにつとめる。

二、本会の教育的な催しを、地域社会に対し解放することができる。

三、児童並びに会員の保健衛生及び福利厚生をはかる。

成人教育委員は若干名とする。

第十二条 学年委員会

一、各学年を通し、学校・学年の方針を相互に理解し、努力を図る。

学年委員は若干名とする。

第十三条 学校長・副校長は学校の管理並びに教育上、各委員会に出席して意見を述べる事ができる。

第三章 改正

第十四条 本細則は、運営委員会の審議を経て改正することができる。但し、改正の結果は総会に報告しなければならない。

平成	十七年	五月	十四日	改正	平成二十三年	三月	十六日	改正	
平成	十八年	一月	三十日	改正	平成二十三年	十一月	十二日	改正	
平成二十一年		一月	二十四日	改正	平成	三十年	一月	二十日	改正
平成二十一年		十一月	七日	改正	令和	二年	九月	十九日	改正